

## ○職員の配偶者同行休業の運用について

(平成26年7月4日岡人委第78号通知)

[沿革] 平成28年12月16日岡人委第233号、令和4年2月3日岡人委第310号、25日岡人委第319号改正

### 第一 定義関係

- 1 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間中において配偶者（同条第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が外国に滞在する事由に変更を生じた場合における当該変更後の事由は、当該変更前の事由と同様、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岡山県条例第56号。以下「条例」という。）第4条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、6月以上にわたり継続することが見込まれるものである必要がある。
- 2 条例第4条第1号の「外国での勤務」とは、配偶者が法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。
- 3 条例第4条第2号の「活動」には、事業経営の他、例えば、次に掲げる活動が含まれる。
  - (1) 法律、医療等の専門的な知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動
  - (2) 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
  - (3) 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

### 第二 配偶者同行休業の承認関係

- 1 条例第2条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、配偶者同行休業の承認を申請した職員の業務の内容及び業務量を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換え、条例第9条第1項の規定による任用その他の当該業務を処理するための措置等を総合的に勘案するものとする。
- 2 条例第2条の「職員の勤務成績」を考慮するに当たっては、配偶者同行休業の承認を申請をした職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づかなければならない。
- 3 条例第2条の「その他の事情」には、例えば、配偶者同行休業の承認の申請時において、職務に復帰した後、一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があることが含まれる。

4 条例第5条第1項の「配偶者同行休業をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。

5 任命権者は、条例第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかにその承認の可否を当該申請をした職員に通知するよう努めるものとする。

6 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岡山県人事委員会規則第15号。以下「規則」という。）第2条の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙1のとおりである。

(1) 職員の所属、職及び氏名

(2) 配偶者の氏名及び職業

(3) 配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由並びに当該事由が継続することが見込まれる期間の初日及び末日

(4) 職員及び配偶者の外国における住所又は居所

(5) 配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日

(6) 配偶者同行休業の期間の延長をする場合にあっては、既に当該配偶者同行休業をしている期間及び延長をしようとする期間の末日

### 第三 配偶者同行休業の承認の失効等関係

1 法第26条の6第5項の「配偶者でなくなつた場合」とは、職員と配偶者とが離婚した場合（当該配偶者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員にあっては、当該事情が解消した場合）をいう。

2 法第26条の6第6項の「配偶者と生活を共にしなくなつたこと」とは、例えば、職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることをいう。

### 第四 その他

1 配偶者同行休業の承認の可否を判断する際の留意事項

(1) 配偶者同行休業は、仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される有為な人材を確保することを目的とするものであることから、任命権者は、公務への貢献が期待されると認められる職員から配偶者同行休業の承認の申請があった場合は、できる限り承認するよう努めること。

(2) 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障があると認めるときは、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認しないことができるが、この場合には、公務の運営上の支障の内容及び当該申請に

係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる期間を当該職員に対して説明することが求められること。

- (3) 配偶者同行休業の承認は、公務の運営に支障がないと認める場合に、配偶者同行休業の承認を申請した職員の勤務成績その他の事情を総合的に判断して行うことになるが、任命権者は、その判断を公正に行うこと。また、承認しない場合は、当該職員に対しその理由を丁寧に説明するなどし、その後の当該職員の勤務に対する意欲の維持向上に配慮すること。
- (4) 任命権者は、一定の期間における勤務成績を判定するに足りると認められる事実がない場合等勤務成績に基づき配偶者同行休業の承認を申請した職員の公務への貢献の可能性を判断することができないときは、承認しないことが適当であること。
- (5) 配偶者同行休業の目的に鑑み、任命権者は、配偶者同行休業の承認を申請した職員が職務に復帰した後継続して勤務する意思があることを確認するため、当該職員に対して確認書の提出を求める必要があること。

なお、確認書を提出しない場合等配偶者同行休業の期間中若しくはその期間満了後に離職する可能性が高いと判断される場合又は職務に復帰した後一定期間在職することが見込まれない場合には、承認しないことが適当であること。

- (6) 以前に配偶者同行休業をしたことがある職員から、再度の配偶者同行休業の承認の申請があった場合においても、任命権者は、配偶者同行休業の目的に鑑み、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後一定期間職務に従事しているときに限り承認することが適当であること。ただし、次に掲げる場合であって、その申請期間が前回の配偶者同行休業の承認の申請期間の範囲内であるとき（④に掲げる場合にあつては、その請求期間の日数が前回の配偶者同行休業が取り消された日から当該配偶者同行休業の請求期間の末日までの日数以内であるとき）は、承認することが適当であること。
  - ① 配偶者同行休業の承認が条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、育児休業に係る子又は出産した子が死亡した場合
  - ② 配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合
  - ③ 配偶者同行休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない理由により当該職員と配偶者が同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる

ことにより取り消された後、生活を共にすることができる状態になった場合

- ④ 配偶者同行休業の承認が外国における大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の生命若しくは身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあること等のやむを得ない理由により職員及びその配偶者が当該外国に滞在しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度の配偶者同行休業をしようとする場合

なお、任命権者が承認基準を定める場合の参考例を示せば、別紙2のとおりであること。

## 2 その他の留意事項

- (1) 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員の職務への円滑な復帰を図るため、情報の提供のほか、当該職員の活動の状況等を把握する必要があること。この場合、把握の頻度は、半年に1回程度定期的に行うことが適当であること。
- (2) 配偶者同行休業の期間は、職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と共に当該外国に滞在する期間（往復に要する日数を含む。）とすること。

ただし、配偶者同行休業に必要な最小限の準備期間として転居に必要な期間を配偶者同行休業の期間に加えても差し支えないこととすること。なお、この場合においても、配偶者同行休業の期間は3年を超えないこと。

- (3) 配偶者同行休業をしている職員が産前・産後休暇を取得しようとする場合又は任命権者が育児休業を承認しようとする場合には、現に効力を有する配偶者同行休業を取り消す必要があるが、任命権者は、当該職員から産前・産後休暇の取得に関する届出があったときは、当該職員と十分な意思疎通を図り、速やかに配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。なお、法第26条の6第6項又は条例第7条各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合であっても、例えば、配偶者同行休業をしている職員が職務への復帰を希望するときは、任命権者は配偶者同行休業の承認を取り消すことができること。

第二 配偶者同行休業の承認関係第6項中

別紙1

配偶者同行休業承認申請書 (参考例)

申請年月日 年 月 日

(任命権者)

殿

申請者

所属課(室)所名	
職 名	
氏 名	

次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2、3、4及び6に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3、5及び6に記入) ( <input type="checkbox"/> 再度の延長)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	( )
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで [うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで]
6 備考		

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。  
② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄( )内に、当該延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。  
③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。  
④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。  
⑤ 該当する口にはレ印を記入すること。

## 別紙 2

### 配偶者同行休業の承認基準（参考例）

職員の配偶者同行休業に関する条例第 2 条の規定により職員から配偶者同行休業の承認の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認める場合であって、次に掲げる基準を満たすときは、承認することとする。

- 1 勤務成績について、次の(1)又は(2)のいずれかを満たし、かつ、中長期的な公務への貢献が期待されること。
  - (1) 配偶者同行休業開始前 2 年間に於いて、昇給区分又は勤勉手当の成績区分の決定に係る当該職員の勤務成績が、やや良好でない又は良好でないと判定されていないこと。
  - (2) 前号の勤務成績の全部又は一部がない場合に於ては、勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき勤務成績が良好であると認められること。
- 2 配偶者同行休業の承認の申請時に於いて、職務に復帰した後、概ね 5 年程度在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- 3 以前に配偶者同行休業をしたことがある場合には、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後概ね 5 年程度職務に従事した期間があること。